

令和 7 年 2 月

お客様各位

石川県信用農業協同組合連合会

貯金規定等の一部改正について

当会では、以下の貯金規定等を一部改正することとしましたのでお知らせいたします。
改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改正後の規定を当会ホームページに掲載させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、印刷した規定の交付をご希望の場合は、当会窓口へお申し出ください。

記

1. 改正日 令和 7 年 4 月 1 日

2. 改正内容

（１）「当座勘定規定」

令和 7 年 4 月より当座貯金口座の新規開設を停止するとともに、当座貯金口座において払戻請求書による出金が可能となることに伴う見直しを行います。

（２）「普通貯金規定」および「総合口座取引規定（無利息型規定を含む）」

JA ネットバンクを悪用した不正送金事例を踏まえた見直しを行います。

（３）成年後見支援貯金の商品概要説明書について所要の見直しを行います。

3. 改正規定等一覧

【貯金規定】

1	当座勘定規定
2	普通貯金規定
3	総合口座取引規定
4	普通貯金無利息型（決済用）規定
5	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

【商品概要説明書】

1	当座貯金
2	成年後見支援貯金（普通貯金）
3	成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞